

共済手帳の更新手続きが 一部変わりました！

建退共の掛金納付方法が、これまでの証紙貼付による納付方式(証紙貼付方式)と、新たに電子申請による納付方式(電子申請方式)の2種類となり、事業主(共済契約者)が選択できるようになりました。

交付された建設業退職金共済手帳(以下「手帳」という。)は両方の掛金納付方式に対応しており、手帳の更新手続きについては、従来の「証紙貼付満了による更新手続き」のほか、「次回更新時期到来による更新手続き」が新たに追加されました。

電子申請方式による掛金の納付は就労実績報告のつど、把握・確認されますが、この新しい手続きにより、証紙貼付方式による掛金の納付分についても、証紙貼付満了を待たずに定期的に把握・確認できるようになり、被共済者への退職金の確実なお支払いにつながるものとなります。

つきましては、下記のいずれかに該当する場合は、手帳の更新手続き(裏面参照)を行ってください。

I

250日分の証紙を貼り終えた場合

従来通りの更新手続きです。

証紙貼付方式により掛金を納付し、250日分(掛金免除欄含む)の証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

II

手帳の表紙に記載されている 「次回更新時期」が到来した場合

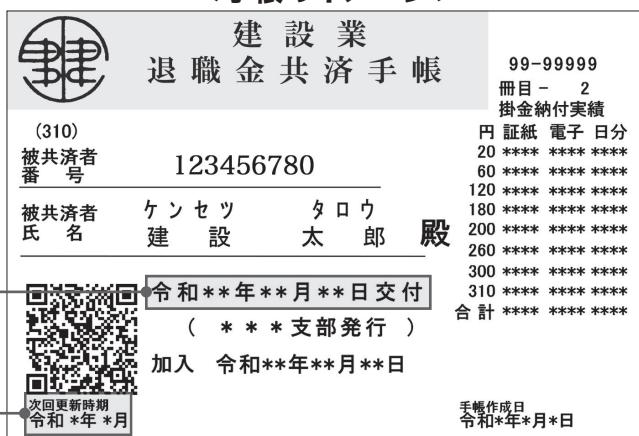
新たに追加された更新手続きです。

令和2年11月以降に建退共が発行した手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の証紙を貼り終えていない場合でも、更新手続きを行ってください。

なお、「次回更新時期」を過ぎた場合でも、掛金納付実績が失効することはありませんが、早めに手続きを行ってください。

手帳交付日です。

手帳の左下に「次回更新時期」が
記載されます。



III

「次回更新時期」が記載されていない手帳の取扱い

令和2年10月30日以前に交付された手帳には「次回更新時期」が記載されていませんので、下記により手続きを行ってください。

①電子申請方式を選択している場合

電子申請利用開始後2年を目途に「手帳更新手続きのお願い」を電子申請専用サイトを通じてお知らせしますので、該当する被共済者全ての手帳について、更新手続きを行ってください。

②証紙貼付方式を選択している場合

交付日から2年を経過した手帳については、適宜更新手続きを行ってください。

なお、交付日から3年を経過した手帳のうち、退職金の請求権がある場合は、長期未更新者として、直近の手帳更新を行った共済契約者に調査票を送付いたします。

★手帳更新手続き方法

「共済手帳更新申請書(様式第005号)」または「掛金助成手帳更新申請書(様式第006号)」に必要事項を記入し、手帳を添えて、各都道府県支部に提出してください。手続き完了後、建退共より新しい手帳及び副本(A4)を発行しますので、被共済者にお渡しください。

ただし、原則として、交付日から10ヶ月を超えると手帳の更新はできません。

※既に会社を退職された方の手帳はご本人にお渡しいただきますが、行方が分からない方の手帳については、「共済手帳返納届」または「掛金助成手帳返納届」に必要事項を記入し、各都道府県支部で返納手続きを行ってください。

※更新申請書等の各様式は、建退共ホームページよりダウンロード可能です。

問い合わせ先

詳しいことを知りたいときは、各都道府県支部または建退共本部にお問い合わせください。

【建退共本部(更新関係)】03(6731)2850

【建退共ホームページURL】<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>